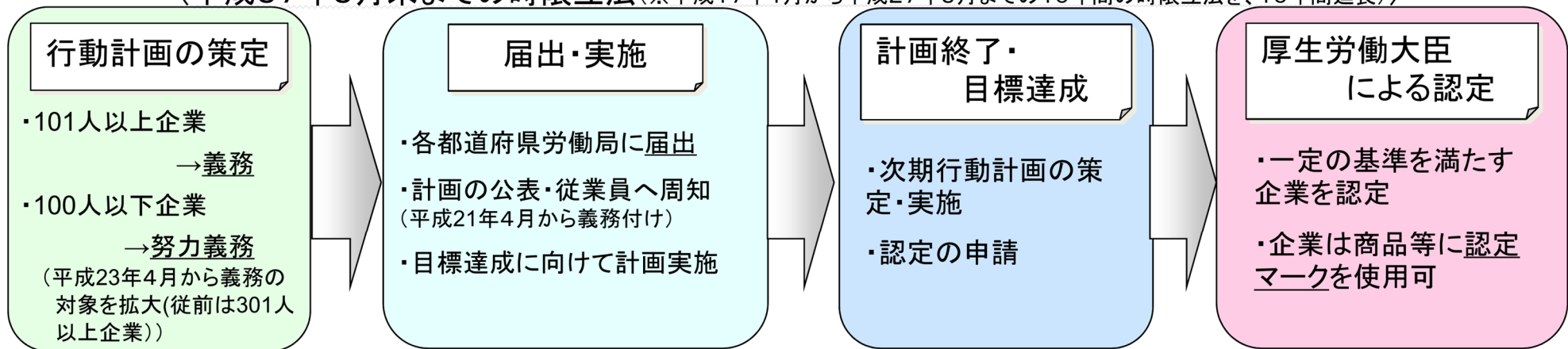


次世代育成支援対策推進法に基づく企業の行動計画策定・実施

(平成37年3月末までの時限立法(※平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法を、10年間延長))



行動計画(一般事業主行動計画)

【行動計画とは】
企業が、次世代法に基づき、従業員の仕事と子育ての両立を図るために策定する計画

【計画に定める事項】

- ① 計画期間(各企業の実情を踏まえおおむね2年間から5年間の範囲)
- ② 達成しようとする目標
- ③ 目標達成のための対策およびその実施時期

【計画の内容に関する事項】

- 1 雇用環境の整備に関する事項
 - (1)主に育児をしている従業員を対象とする取組
 - (2)育児をしていない従業員も含めて対象とする取組
- 2 その他の次世代育成支援対策
対象を自社の従業員に限定しない、雇用環境整備以外の取組

＝計画例＝

(例1) 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準にする。
男性：年に〇人以上取得、女性：取得率〇%以上

<対策>

- 平成〇年〇月 管理職を対象とした研修の実施
- 平成〇年〇月 育児休業中の社員で希望する者を対象とする職場復帰のための講習会を年に〇回実施

(例2) ノー残業デーを月に1日設定する。

<対策>

- 平成〇年〇月 部署ごとに検討グループを設置
- 平成〇年〇月 社内報などでキャンペーンを行う

○ 届出状況(平成28年9月末時点)

- 101人以上企業の97.7%
- 301人以上企業の98.5%
- 101～300人以下企業の97.3%

規模計届出企業数 66,377社

○ 認定状況(平成28年9月末時点)

- ・くるみん認定企業 2,657社
- ・プラチナくるみん認定企業 106社



認定基準

- ・行動計画の期間が、2年以上5年以下であること。
- ・策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
- ・3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業の制度または勤務時間短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。
- ・計画期間内に、男性の育児休業等取得者があり、かつ、女性の育児休業等取得率が75%以上であること。など

※平成27年4月1日から、新たな認定(特例認定)制度(プラチナくるみん認定制度)を実施。

認定企業に対する税制優遇制度

- ・厚生労働省告示において規定した次世代育成支援に資する一定の資産を、行動計画に記載し、行動計画期間内に導入し認定を受けた場合、当該資産について、くるみん認定の場合は認定日を含む事業年度(1年間)に18～32%、プラチナくるみん認定を受けた場合は認定日を含む事業年度から3年間に12又は15%の割増償却ができる。
- ・平成27年4月1日から平成30年3月31日までの期間内において、次世代法のくるみん認定又はプラチナくるみんを受けた事業主が対象。(※)
- (※)平成23年度に税制措置が開始されてから最初のくるみん認定又はプラチナくるみん認定に限る。

※波線部は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律(平成26年法律第28号)による改正。